

介護保険料を見直し

所得に応じて13段階に拡大

市は、4月から65歳以上の人(介護保険の第1号被保険者)の保険料を変更しました。

介護保険は、介護サービスの提供を支えるため、被保険者が納める保険料と公費でまかなわれています。また、保険料は介護保険給付に必要な額を勘案し、3年ごとに見直します。

今回、介護サービスの利用が増え全体として保険料の負担が大きくなる中、公費の投入により所得の少ない人の負担を軽減すると

もに、保険料の所得段階を13段階に変更しました。

変更後の保険料(左表のとおり)4月1日現在の世帯構成・市町村民税の課税状況・所得状況で決定します。

特別徴収の場合は、平成27年2月支払分の保険料と同額を4.6月に仮徴収し、8月以降で増減額分を調整します。

問合せ先▶高齢介護課 ☎64・1373

6月中旬にお知らせが届きます。



生活の悩み事・子どもの相談

民生委員・児童委員に

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員は、地域の中で生活の悩み事や心配事の相談に的じたり、社会福祉の制度やサービスが必要なときに利用ができれば、紹介や支援を行っています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや子育ての不安などの相談・支援も行っています。

市内では、厚生労働大臣から委嘱された134人の委員が活動しています。

子育て支援を専門に担当する主任児童委員も相談に応じます。

委員には守秘義務があり、相談の秘密は厳守します。地域の担当委員については、問い合わせください。

問合せ先▶社会福祉課 ☎64・1371

京田辺ブランド一休品を販売

みなさん、京田辺自慢の逸品「京田辺ブランド一休品」をご存じですか？

市観光協会は、「京田辺らしさ」を持ち合わせた会員の逸品を一休品として認定し、市と連携し市内外にPRしています。

現在、一休品は25社から48品を認定。京田辺の魅力を感じてもらえる商品ばかりです。

また、5月16日(日)から「一休品をみなさんに広く知っていただくため、アル・プラザ京田辺」で販売会を行います。

「京田辺ブランド一休品」を保存できるものに限り、市観光協会ホームページ (<http://kyotanabe.jp>) で確認してください。

日にち▶毎月第1・3土曜日 時間▶午前10時～午後4時
場所▶アル・プラザ京田辺1階エスカレーター横
問合せ先▶京田辺市観光協会 ☎68・2810



春の交通安全運動

5月11～20日 田辺警察署 ☎63-0110

正しい交通ルール・マナーを身に付けましょう。

不妊・不育症治療費を助成

申請は診療日から1年以内に

市は、不妊・不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

対象▶次のすべてに該当する夫婦

- ▶府内に1年以上在住し、本市に住民登録している間に治療を受けた
- ▶各種健康保険に加入している
- ▶事実上婚姻関係にある夫婦は、保険適用の治療のみ申請できます。
- ▶申請期限▶診療日から1年以内
- ▶申請・問合せ先▶子育て支援課 ☎64・1377

▶(二般不妊治療) 助成額▶保険適用治療の自己負担額の2分の1

▶(一) 1年度につき上限6万円です。なお、人工授精を含む場合は、上限10万円

▶(男性不妊治療) 助成額▶精巣内精子生検採取法(TESE)による治療：自己負担額の2分の1

▶(精巣上体内精子吸引法(MESA)による治療：自己負担額の2分の1(1回5万円まで)

平成26年10月1日以降の治療が対象で、1年度につき上限20万円です。

体外受精・顕微授精には、府の助成制度があります。

▶(不育治療) 助成額▶保険適用治療の自己負担額の3分の2。1回の妊娠につき上限20万円

平成26年10月1日以降の治療が対象です。

5月May 消費者月間

消費生活展・講座

学ぼう暮らしの知恵

5月は、消費者庁が定める消費者月間です。今年の特テーマは「みんなでつこう!消費者が主役の社会!」です。

市は、消費者月間の取り組みとして、消費生活展(春期)と消費生活講座(全3回)を開きます。みなさんの来場を待ちしています。

◎消費生活展

暮らしに役立つ情報の提供や啓発グッズの配布などを行います。

日にち▶5月18日(月)～22日(金)

時間▶午前8時30分～午後5時15分(22日は午後4時まで)

場所▶市役所2階市民ロビー

◎消費生活講座

消費生活に関するさまざまなテーマの中から、暮らしの安全・安心を考えます。

興味がある回だけの参加もできます。参加者には「暮らしの豆知識(2015年版)」を差し上げます。

日時・内容など▶下表のとおり

場所▶社会福祉センター

定員▶各回60人

参加費▶無料

申込方法▶電話・FAX・はがき、電子メールで、氏名・住所・電話番号・メールアドレス

電話番号・参加希望日・保育の有無(生後6カ月以上)を連絡してください

電子メールの場合は、件名を「消費生活講座申込」として、申し込み後、3日以内に返信がないときは連絡してください。

しめきり▶5月29日(当日消印有効)

▶(申込・問合せ先) 産業振興課 ☎610・0393 (住所不要) ☎64・1319、FAX 64・1359、メールアドレス sangyo@kyotanabe.jp

日 時	テーマ・講師
1 6月12日 金 午前10時～正午	現場より!これが振込め詐欺、インターネット詐欺の手口だ 田辺警察署 生活安全課
2 6月19日 金 午前10時～正午	暮らしに役立つエンディングノート～シニアライフの情報整理～ 京都府金融広報委員会 金融広報アドバイザー
3 6月26日 金 午前10時～正午	安心して旅行を楽しむために～契約と旅行の注意点～ 一般社団法人 日本旅行業協会

広告

募集



健康づくり推進協議会

市は、健康づくり推進協議会の市民委員を募集します。

同協議会では、京田辺市健康増進計画・食育推進計画に基づき、健康づくり・食育のあり方や市の取り組みなどについて総合的に考えます。健康づくり・地域活動に興味がある人は、ぜひ応募してください。

対象=次のすべてに該当する人

- ▶市内に在住・通勤する20歳以上▶平日昼間に開く委員会(年4回程度)に出席できる▶市のほかの附属機関などの委員でない
- ▶任期=2年間。報酬あり
- ▶募集人数=2人
- ▶応募方法=健康推進課か市ホームページにある応募用紙に、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・サークルやボランティアなどの活動経験(あれば)を書き、作文(テーマ▶健康づくりとは。400字程度)を添えて、持参・郵送してください(しめきり=5月15日(金)(当日消印有効))
- ▶応募・問合せ先=健康推進課(〒610-0393(住所不要)、☎64-1335)

都市計画審議会

市は、都市計画審議会の市民委員を募集します。

学識経験者などで構成する同審議会は、京田辺市都市計画マスタープラン・第3次京田辺市総合計画などに基づき、个性的で快適なまちづくりを進めるため調査・審議する機関です。

対象=市内に在住する7月1日現在18歳以上で、平日昼間に開く審議会(年4回程度)に出席できる人

- ▶任期=2年間。報酬あり
- ▶募集人数=6人以内
- ▶応募方法=任意の用紙に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・審議会で活用できる経験(あれば)・応募動機(600字程度)を書いて持参してください
- ▶受付期間=5月7日(木)～21日(木)
- ▶応募・問合せ先=計画交通課 ☎63-1219

国勢調査調査員

市は、10月に行う国勢調査の調査員を募集しています。

国勢調査は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに国が全国一斉に行います。京田辺市の現状を把握し、まちづくりのための基礎資料となる非常に重要な調査です。

選考基準=▶責任を持って調査事務を遂行できる、18歳以上の人▶秘密の保護に関して信頼のおける人▶税務・警察・選挙に直接関係のない人など

業務内容=担当地域内での調査票の配布・回収など

事前に調査員説明会を開きます。

任命期間=8月下旬～10月下旬

報酬=約35,000円～70,000円。担当地域で異なります

応募方法=総務室か市ホームページにある「市統計調査協力員登録カード(国勢調査用)」を書いて、持参・郵送・FAX・電子メールで提出してください。電子メールの場合は、件名を「国勢調査員応募」としてください

しめきり=5月22日(金)

応募・問合せ先=総務室(〒610-0393(住所不要)、☎64-1337、FAX 63-4781、メールアドレス soumu@kyotanabe.jp)

国勢調査 2015

広告